高校生等資格取得支援事業 申請・報告の手順

*申請の手順は以下のとおりです。不明な場合は、当会までご照会ください。

Ⅰ 申請 (生徒・保護者→教育振興会)

申請に必要な書類

※資料2も参照してください。

手順 | 支援金の受給対象者であることの確認

下記(1)~(3)の区分に応じ、必要な書類を提出してください。

- ※提出書類は令和5年度(今年度)または令和4年度(昨年度)のものでも結構です。
- ※提出書類は「写し(コピー)」でも結構です。
- (I) **高校生等奨学給付金**受給者

〈高校生等奨学給付金支給決定通知書〉 10 月ごろ在籍校から通知があります。

- ※「高等学校等就学支援金」とは異なりますので、ご注意ください。
- (2) 生活保護(生活扶助) 受給世帯

〈生活保護受給証明書〉 居住地の役所(福祉課)で申請すれば即日発行されます。 ※発行日が令和4年7月 日以降の証明書が必要です。

(3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)

〈課税(非課税)証明書〉 居住地の役所で申請すれば即日発行されます。 または

〈納税通知書〉 6月ごろ居住地の役所より家庭に届きます。

※いずれの場合も親権者全員分が必要です。

手順2 扶養関係を証明する書類の準備 (「写し(コピー)」でも結構です)

- (1) 高校生等奨学給付金受給者 扶養関係を証明する書類は必要ありません。
- (2) 生活保護(生活扶助)受給世帯 扶養関係を証明する書類は必要ありません。
- (3) 県及び市町村民税所得割非課税世帯(所得割0円)
 - ア 親権者が2人の場合

〈生徒本人の健康保険証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、様式2「扶養申立書」も提出してください。

- イ 親権者が | 人の場合
 - (ア)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載が**ある**場合

〈生徒本人の健康保険証〉

- ※ただし、健康保険証が「<mark>国民健康保険証」</mark>の場合は、<mark>様式2「扶養申立書」</mark>も提出してください。
- (イ)「課税証明書」等に「寡婦(夫)、ひとり親等の記載がない場合

〈生徒本人の健康保険証〉および〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉

※ただし、健康保険証が「国民健康保険証」の場合は、〈生徒本人の母子家庭等医療費受給者証〉にかえて、様式2「扶養申立書」を提出してもかまいません。

手順3 申請書類の作成(様式は当会 HP からもダウンロードできます)

様式 | (高校生等資格取得支援金申請書)

手順4 口座番号を確認するための書類の準備

「通帳」または「キャッシュカード」の写し(コピー)

手順5 在籍を確認するための書類の準備

生徒証の写し(コピー)または在学証明書

在学証明書は学校の事務室に申請すれば発行してもらえます。時間がかかることもあるので、 早目に申請しておきましょう。

手順6 検定試験の受験票の写し(コピー)

検定名、受験級、受験者名、受験番号、受験日等必要な情報がはっきりわかるようにコピーして ください。

手順7 申請書類の提出

以下の書類を郵送または持参で提出してください。

- ① 所得を証明する書類(写し可)
- ② 扶養関係を証明する書類(該当者のみ)(写し可)
- ③ 申請書(様式 1)
- ④ 通帳またはキャッシュカードの写し
- ⑤ 生徒証の写しまたは在学証明書
- ⑥ 検定試験の受験票の写し

※サイズの小さい書類は、A4サイズの 用紙にまとめて貼付するなどして紛失 しないように留意してください。

Ⅱ 審查・支援金給付(教育振興会→生徒・保護者)

*申請書等の記載内容を審査し、申請者(生徒・保護者)に「審査結果」を通知します。 給付決定者には申請された指定の口座に支援金を給付します。

Ⅲ 報告(生徒→教育振興会)

*検定結果をすみやかに当会に報告してください。

検定結果を表すものを**画像形式(jpg 等)や PDF** にして、メールで当会まで提出してください。 メールが利用できない場合は、郵送または持参により提出してください。

本件照会先

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会 総務課 教育活動支援係 柴田

TEL: 078-361-6650 FAX: 078-361-6677 E-mail: kshoku06@pure.ne.jp